

第19回シーフード料理コンクール 最優秀賞 農林水産大臣賞

「お魚料理チャレンジ部門」

「プロを目指す学生部門」



のりのオムレット&鯖でチリコンカン風
愛媛県 天野 みどり さん
主な魚種：サバ



マスカットカマス巻き海苔のバルサミコソース
三重県 山本 純輝 さん
主な魚種：カマス

(写真提供：全国漁業協同組合連合会)

CONTENTS

| | |
|--|------------|
| 平成31年 年頭所感 | 2 |
| | 水産庁長官 長谷成人 |
| 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)第15回年次会合の結果について..... | 4 |
| | 資源管理部 国際課 |
| 平成30年11月分のプレスリリース | 8 |

平成31年 年頭所感

水産庁長官 長谷成人



新年あけましておめでとうございます。

平成31年新春を迎えるに当たり、所感の一端を申し述べ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

水産業を取り巻く環境は、世界的な水産物の需要が拡大する一方、我が国においては本格的な人口減少社会が到来するなど、大きく変化しています。このような中で、我が国の水産業を若者にとって魅力ある産業とするとともに、国民への水産物の安定供給という使命を持続的に果たすことができるようにしていくためには、水産政策改革の推進が不可欠です。

現在、昨年6月1日に政府として取りまとめた「水産政策の改革について」に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指すための取組が動き始めています。

この改革の一環として、先の臨時国会において、資源管理措置や漁業許可制度・免許制度などの漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の改正法が成立しました。また、改革を後押しするために必要な予算も平成31年度予算案に盛り込むことができました。

本年は、改正法の円滑な施行に向けて、漁業者を始めとする関係者の皆様に対して、引き続き、丁寧な説明を行うとともに、広く国民の皆様にも我が国の水産業が果たしている重要な役割への理解を深めていただけるよう、全力で対応してまいります。

今後とも、水産政策の総動員により、漁業者の所得を向上させ、我が国の水産業をやりがいのある魅力的な産業にしたいと考えています。

また、昨年の諸課題としては、大和堆周辺等における外国漁船の違法操業問題、太平洋クロマグロの資源管理、捕鯨などが話題となりました。

日本海の大和堆周辺及び以北水域における外国漁船による違法操業問題については、我が国周辺水域の水産資源の保存管理と操業秩序の維持のため、海上保安庁と連携しつつ、放水等を用いて厳しい対応を行ってまいりました。今年も、関係省庁と連携し、毅然とした対応をとってまいります。

太平洋クロマグロの資源管理については、昨年7月からTACを導入しました。平成31年漁期の各漁業種類・都道府県へのTACの配分等については、水産政策審議会資源管理分科会のもとに設置したくろまぐろ部会の取りまとめに基づき、管理に不慣れな沿岸漁業等や漁獲データが資源評価に用いられる漁業

へ上乘せ配分、漁獲枠の融通の仕組みを策定するなど、現場の混乱を最小限に抑えるよう努めてまいります。混獲防止の取組や休漁等への支援についても、引き続きしっかりと行ってまいります。

また、昨年末の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）では、余った漁獲枠の一部の翌年繰越しを可能とすることに合意できました。国別の漁獲枠の増枠が実現するよう、引き続き粘り強く交渉に当たってまいります。

捕鯨については、本年7月から、資源の適切な管理の下、我が国領海と排他的経済水域内で30年ぶりにミンククジラ等を対象とした商業捕鯨を再開します。鯨に限らず、科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用を大方針として推進してまいります。

これらの課題に対応し、水産改革を推進する新たな資源管理と漁業の成長産業化を着実に実施していくため、以下の施策を講じてまいります。

まず、「新たな資源管理システムの構築」に向けて必要な施策を展開します。調査船調査、漁船を活用したデータ収集、市場調査等を拡充することにより、資源評価対象種の拡大や資源評価の精度向上等を支援します。さらに、ICTの活用等により、効率的に操業データ等を収集する体制の整備やデータを連携させる仕組みの検討、漁場探索技術の開発等を支援します。

次に、「漁業の成長産業化に向けた重点的な支援」を実施します。漁業所得の向上と年齢バランスのとれた就業構造を実現するため、高性能漁船の導入等による収益性向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法等の実証の取組を支援します。また、浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援するとともに、担い手へのリース方式による漁船の導入を引き続き支援します。さらに、漁業所得の向上と水産流通の構造改革を進めるため、消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、生産・加工・流通等のバリューチェーン関係者が一体となった取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組を支援します。

最後に、「水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進」を行ってまいります。産地市場統合や養殖適地の確保など、水産改革と連動した水産基盤の整備や、衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策、漁港の有効活用を推進します。

以上、年頭に当たり、本年の取組の方針の一端を述べさせていただきました。今年も、現場の皆様のご意見を伺いながら、水産業の持続的な発展に向けて最大限努力してまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様方の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。

中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第15回年次会合の結果について

資源管理部 国際課

1. はじめに

平成30年(2018年)12月10日から12月14日まで、ホノルル(米国)において中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC*1)第15回年次会合が開催されました。

会議には、日本、米国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ミクロネシア連邦等の太平洋島嶼国、フィリピン、インドネシア等24ヶ国と台湾、EUがメンバーとして参加しました。我が国から太田 資源管理部審議官ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 国際水産資源研究所及び関係業界の関係者が参加しました。

*1 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC: Western and Central Pacific Fisheries Commission)は、中西部太平洋における高度回遊性魚類(マグロ、カツオ、カジキ類)資源の長期的な保存及び持続可能な利用を目的とした地域漁業管理機関です。

2. 主な結果概要

(1) 太平洋クロマグロの保存管理措置

平成30年(2018年)9月の「北小委員会*2」では、我が国から、①漁獲上限の増加(「増枠」と②その年の漁獲上限に達しなかった分について、漁獲上限の5%までを上限として、翌年に繰り越せる規定(「繰越し」)を提案しましたが、米国、クック諸島、EU、メキシコ等から、①資源状態は歴史的に見て大変低く、いまだに回復途上であること、②将来予測が非常に良い結果になっているのは不確実性の比較的高い最新年(平成28年(2016年))1年だけの加入量に依る部分が大きいとの理由で反対があり、我が国の提案については合意に至りませんでした。そのため、北小委員会議長より、「平成31年(2019年)の会合においてISC(*3)が資源状況の指標を改めて確認した上で、増枠に関する決定を行う」旨の提案がなされましたが、我が国は立場を留保しました。

今回の会合では、臨時の北小委員会を開催し、我が国の留保に関して議論が行われたところ、我が国より、留保を取り下げるとともに、「増枠」については平成31年(2019年)以降に期待したいとしつつ、「繰越し」については、資源管理をしていく上で励みとなることから、再度「繰越し」について提案したところ、特段の反論なく、これが認められました。

北小委員会の結果は年次会合に報告され、EUから資源状態の悪いときに「繰越し」を認めるのであれば、追加的な管理措置を検討すべきではないかとの慎重な意見がありましたが、最終的にはコンセンサスが得られ、措置として「繰越し」が採択されることとなりました。

*2 「北小委員会」は、主に北緯20度以北の水域に分布する資源(太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ)の資源管理措置について本委員会に勧告を行うWCPFCの下部組織です。

- * 3 I S C（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）：北太平洋におけるまぐろ類資源の科学的評価を目的として設立された国際科学機関。W C P F Cに対して科学的情報・提言を提供。

※太平洋クロマグロの現行の保存管理措置

- (ア) 親魚資源量を平成 36 年（2024 年）までに、少なくとも 60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- (イ) 30 キロ未満の小型魚の漁獲量を平成 14 年から平成 16 年まで（2002-2004 年）の平均水準から半減（W C P F C全体で 9,450 トンから 4,725 トン、うち我が国が 8,015 トンから 4,007 トンに削減）。
- (ウ) 30 キロ以上の大型魚の漁獲量を平成 14 年から平成 16 年まで（2002-2004 年）の平均水準から増加させない（W C P F C全体で 6,591 トン、うち我が国は 4,882 トン）。

※太平洋クロマグロの漁獲戦略

- (ア) 次期回復目標（親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標）
現在の目標である「暫定回復目標」を達成した後、10 年以内に 60%以上の確率で「初期資源量（* 4）の 20%（約 13 万トン）」まで資源を回復させる。
- * 4 初期資源量とは、資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるのかを推定した数字であり、かつてそれだけの資源があったということを意味するものではありません。
- (イ) 長期管理方策の検討
- (あ) 漁獲制御ルール（資源変動に応じて管理措置を自動的に改訂するルール）
資源評価の結果、「暫定回復目標」の達成確率が、
- (A) 60%を下回った場合、60%に戻るよう、管理措置を強化する。
- (B) 75%を上回った場合、(a)「暫定回復目標」の 70%以上を維持、かつ (b)「次期回復目標」の 60%以上を維持する範囲で増枠の検討が可能。
- (い) 管理基準値
「目標管理基準値（長期的に維持すべき資源の水準）」及び「限界管理基準値（資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準）」について、平成 30 年（2018 年）から議論を開始する。

(2) メバチ・キハダ・カツオの保存管理措置

この措置は、まき網漁業やえ縄漁業等で漁獲される熱帯性まぐろ類を管理するための措置で、主に資源状態が悪いとされてきたメバチの資源回復のために、様々な規制が導入されてきました。例えば、平成 25 年（2013 年）には、小型魚を多く漁獲してしまう集魚装置（F A D）を用いたまき網操業の禁止期

間の段階的な規制強化や太平洋島嶼国以外の国の大型まき網漁船の隻数凍結、はえ縄漁業のメバチの漁獲枠の段階的な削減などが合意されました。我が国は、我が国周辺水域のメバチやカツオの来遊減少が大きな問題となっていることを受け、熱帯水域における外国の大型まき網漁船の漁獲増大がその原因と考え、WCPFCに加盟した平成17年（2005年）以降一貫して措置の強化を主張してきたところです。

しかしながら、平成29年（2017年）の科学小委員会で行われたメバチの新たな資源評価では、資源は減少傾向にあるものの、資源状態は良好であり、過剰漁獲ではなく、乱獲されたこともないとの従来と大きく異なる評価結果が示されました。その年の年次会合では、我が国は、「新たな資源評価結果には不確実性が大きいことから、メバチの漁獲死亡を現行から増やすべきではない」とする科学小委員会からの勧告に則り、措置の維持を主張しましたが、我が国以外のメンバーは、措置の緩和を主張したため、まき網漁業のFAD操業禁止期間の縮小やはえ縄漁業のメバチの漁獲枠の増加を含む、一部の措置が緩和されたものが合意されました。

今回の会合では、平成29年（2017年）に合意された措置の見直しについて議論が行われました。我が国や太平洋島嶼国は、「メバチの漁獲死亡を現行から増やすべきではない」とする一昨年同様の科学小委員会からの勧告に則り、現行措置を緩和すべきでないとして主張しました。一方、米国、EU、中国、韓国、台湾は、メバチの資源は良好であることから、措置の緩和を主張しました。特に、米国は、①まき網漁業の公海におけるFADを用いた操業の禁止期間を5か月から3か月に削減すること、②まき網漁業の公海操業日数の追加、③一定の条件下における、はえ縄漁業のメバチの漁獲枠の増加などの主張を繰り返しました。

会合最終日まで交渉は続けられたところ、最終的に米国が主張を撤回し、現行措置の2年間（平成31年（2019年）・平成32年（2020年））延長が合意されました。

※現行のメバチ・キハダ・カツオの保存管理措置概要

（ア）まき網漁業

| 措置 | | 平成31・32年（2019・2020年） |
|-------------------|------|-------------------------|
| FAD（集魚装置） 禁漁期間 | EEZ内 | 3か月 |
| | 公海 | 5か月 |
| 公海操業日数制限 | | 先進国に加え、島嶼国がチャーターする船にも適用 |
| FAD個数制限 | | 1隻あたり常時350個以下 |

（イ）はえ縄漁業

我が国のメバチの漁獲枠は18,265トン。

なお、平成28年（2016年）の我が国のメバチの漁獲量は12,610トン。

3. その他

南太平洋ビンナガの目標管理基準値、海鳥や海亀の混獲回避措置等が採択されました。

また、次回会合については、平成31年（2019年）12月にパプア・ニューギニアで開催されることが決定されました。



15th Regular Session of the WCPFC
10-14 December 2018
Hawai'i Convention Center, Honolulu, HI



| 発表年月日 | 発表事項名 | 担当課 |
|-----------|--|--------------|
| H30.11.1 | 「日キリバス漁業協議」の結果について | 国際課 |
| H30.11.5 | 北太平洋海洋科学機関 (PICES)2018 年次会合の結果について | 研究指導課 |
| H30.11.5 | 「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) 第 37 回 年次会合」の結果について | 国際課 |
| H30.11.7 | 「第 5 回トラフグ資源管理検討会議」の開催及び一般傍聴について | 管理課 |
| H30.11.8 | 第 1 回「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」推進会議の開催及び一般傍聴について | 研究指導課 |
| H30.11.9 | 「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 年次会合 (第 21 回特別会合)」の開催について | 国際課 |
| H30.11.12 | 「平成 30 年度新南極海鯨類科学調査」の実施について | 国際課 |
| H30.11.19 | 「水産政策審議会 第 41 回 漁港漁場整備分科会」の開催及び一般傍聴について | 計画課 |
| H30.11.20 | 「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」に基づく日口政府間協議及び民間交渉の開催について | 国際課 |
| H30.11.20 | 「水産政策審議会 第 78 回 企画部会」の開催及び一般傍聴について | 企画課 |
| H30.11.20 | 「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 年次会合 (第 21 回特別会合)」の結果について | 国際課 |
| H30.11.21 | 韓国海洋警察庁警備艦の日本漁船への接近について | 管理課 漁業調整課 |
| H30.11.21 | 「水産政策審議会 第 91 回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について | 漁政課 |
| H30.11.21 | 第 1 回トド管理基本方針の見直しに向けた検討会の開催について | 漁場資源課 |
| H30.11.22 | 「南東大西洋漁業機関 (SEAFO) 第 15 回 年次会合」の開催について | 国際課 |
| H30.11.24 | 「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み協定」に基づく日口政府間協議及び民間交渉の結果について | 国際課 |
| H30.11.30 | 日口地先沖合漁業交渉の開催 (「日口漁業委員会第 35 回会議」の開催) について | 国際課 |
| H30.11.30 | 「2019 年漁期 (第 5 管理期間) TAC (漁獲可能量) 設定に関する意見交換会 (くろまぐろ)」の開催及び参加者の募集について | 管理課 |

編集後記 窓辺のカーテン

新たな年が始まりました。

今月は、長谷水産庁長官からの年頭の所感と昨年 12 月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会 (WC PFC) 第 15 回年次会合についてです。

今年も皆様の声を大切に満足して頂けるように取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1 合同庁舎 1 号館 8 階

代表 03-3502-8111 (内線 6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>